

<参考:1>

西町内会規約)

第 1 条 本会は、原南学区西町内会と称し事務所を会長宅におく。

第 2 条 本会は、会員相互扶助と福祉の推進をはかり、明朗で平和な地域社会をつくる
為の諸事業を行う。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 保健衛生に関する事業。
- ② 防犯に関する事業
- ③ リクレーション行事、講習会。
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事業。

第 4 条 本会は、原南学区西地区の住民をもって組織する。

第 5 条 本会の内部組織として組をおき必要に応じて組内に班をおく。

第 6 条 本会に次の役員をおき、任期は2ヶ年とする、但し再任を妨げない、又補充で
就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 会計 1名
- ④ 監査 2名
- ⑤ 書記 1名

第 7 条 役員及び組長の選出は、次の方法による。

- ① 会長、副会長、会計、監査は総会で選出する。
- ② 組長は、各組内で選出する。
- ③ 書記は、会長の指名による。

第 8 条 役員及び組長の任務は、次の通りとする。

- ① 会長は、会を代表し、又会議の招集及び会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- ③ 会計は、会の会計をつかさどり帳簿及び証憑書類の保管をする。
- ④ 監査は、会の会計を監査する。
- ⑤ 書記は、全ての会議に出席して会の運営に関する議事を記録する。
- ⑥ 組長は、会の主旨を体して組を統括し、会費の徴収に当り尚、組内全員の意
志反映につとめる。

第 9 条 本会に、顧問若干名を置く事が出来る、顧問は役員会で推挙し会の諮問に応じる。

第 10 条 会議は、総会及び役員会とする。

- ① 総会は、役員・組長をもって行い、原則として年一回開催し、その
2/3以上で成立し、出席者の過半数の同意によって会則の変更、
予算、決算、役員を選出、その他、重要な議事を決定することが出来る。
- ② 役員会は、会の運営に関する事を協議する。

第 11 条 会費は、1ヶ月150円とし、毎月末迄にその月分を納入し中途退会者には返
還しないものとする。但し前納を妨げない。

第 12 条 本会には、次の帳簿を備え会員が希望するときは閲覧することが出来る。

- ① 議事録
- ② 会計簿
- ③ 会員名簿

第 13 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 14 条 本規約に明文のない事項は、総会若しくは役員会に諮って執行する事が出来る。

付 則 本規約は、昭和 51 年 6 月より実施する。
規約改正 令和 5 年 4 月全面改正